

第 26 類

編みレース生地，刺しゅうレース生地，組みひも，テープ
房類，リボン，ボタン類，針類，メリヤス機械用編針，編
み棒，裁縫箱，裁縫用へら，裁縫用指抜き，針刺し，針箱
（貴金属製のものを除く。），被服用はとめ，衣服用き章
（貴金属製のものを除く。），衣服用バッジ（貴金属製の
ものを除く。），衣服用バックル，衣服用ブローチ，腕止
め，帯留，ボンネットピン（貴金属製のものを除く。），
ワッペン，腕章，頭飾品，つけあごひげ，つけ口ひげ，ヘ
アカラー（電気式のものを除く。），靴飾り（貴金属製
のものを除く。），靴はとめ，靴ひも，靴ひも代用金具，
造花，漁網製作用杼^ひ

編みレース生地 刺しゅうレース生地

1 6 B 0 1

〔第24類〕

組みひも

1 8 A 0 1

〔第17類 第18類 第20類 第22類〕

テープ リボン

1 6 A 0 2

房類

1 6 C 0 3

ボタン類

2 1 B 0 1

〔第14類〕

こはぜ 手芸用ビーズ スナップボタン スライドファスナー 尾錠 ボタン ホッ

ク 面ファスナー

（備考）「ボタン類」は、「衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章」、第6類の「金属製のバックル」及び第14類の「身飾品（「カフスボタン」を除く。）」に類似する。

針類

1 3 A 0 2

[第21類]

編物針 かぎ針 畳針 手縫い針 針金ピン ひも通し針 帆針 まち針 ミシン針
虫針 メリケン針 レース針

編み棒 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫用指抜き 針刺し 針箱（貴金属製のものを除く。）

1 9 B 0 3

[第8類 第14類 第16類 第20類 第21類]

被服用はとめ

1 3 C 0 1

[第6類 第11類 第14類 第17類 第18類 第20類]

（備考）「被服用はとめ」は、「靴はとめ 靴ひも代用金具」、第18類の「洋傘金具」及び第25類の「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」「げた金具」に類似する。

衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）
衣服用バックル 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）
ワッペン 腕章

2 1 A 0 2

[第6類 第14類]

（備考）「衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章」は、「ボタン類」及び第14類「カフ

スボタン」「宝玉及びその模造品」に類似する。

腕止め

2 1 A 0 1

[第25類]

頭飾品

2 1 A 0 3

入れ毛 髪しん 髪止め かもじ かんざし こうがい たぼ止め たぼみの つけ
かつら 手がら ねがけ ヘアネット ヘアバンド ヘアピン まげ 丸ぐし 結びリ
ボン 元結

(備考)「かんざし こうがい 丸ぐし」は、第21類の「くし」に類似する。

つけあごひげ つけ口ひげ ヘアカーラー（電気式のものを除く。）

2 1 F 0 1

[第3類 第8類 第10類 第14類 第18類 第21類]

靴飾り（貴金属製のものを除く。） 靴はとめ 靴ひも 靴ひも代用金具

2 2 A 0 2

[第14類 第21類 第22類 第25類]

(備考)「靴はとめ 靴ひも代用金具」は、「被服用はとめ」、第6類の「金属製金具」、第11類の「水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー」、第17類の「ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー 蹄鉄（金属製のものを除く。）」、第18類の「かばん金具 がま口口金」及び第20類の「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） 錠（電気式又は金属製のものを除く。）」に類似する。

造花

(2 1 E 0 1・2 0 F 0 1)

造花（「造花の花輪」を除く。）

2 1 E 0 1

紙製造花 布製造花 プラスチック製造花

造花の花輪	2 0 F 0 1
-------	-----------

[第6類 第19類 第20類 第21類 第24類 第31類]

漁網製作用 ^ひ す	メリヤス機械用編針	0 9 A 0 7
----------------------	-----------	-----------

[第7類 第8類]